

5 前項の規定による通知を受けた預金保険機構は、主務省令で定めるところにより、当該預貯金者に対し、当該通知に係る事項を通知しなければならない。

(相続時における預貯金口座に関する情報の提供)

第八条 相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、預金保険機構に対し、全ての金融機関が管理する当該相続人の被相続人（包括贈与者を含む。以下この条において同じ。）である預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、次に掲げる事項の通知を求めることができること。

二 預貯金の種別及び口座番号

二 預貯金の種別及び口座番号

2
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十一条の十一の二の規定により同条に規定する金融機関等が管理する同条に規定する預貯金者等情報に係る同条に規定する預貯金者等又は国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第七十四条の十三の二の規定により同条に規定する金融機関等が管理する同条に規定する預貯金者等情報に係る同条に規定する預貯金者等については、前項の預貯金者とみなして、同項の規定を適用する。

第四章 預金保険機構の業務の特例等
(預金保険機構の業務の特例)
第十一条 預金保険機構は、預金保険法第三十四条规定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 第五条第三項の規定による通知その他第一項の規定による業務

			第一項 の規定により適用する第三十六条各項 の規定により適用する第三十六条各項
二 号	第 百 五 十 業 外 以 外	第二 条 第 三 務	第一項及び口座管理法第十一條第一項 の規定により適用する第三十六条各項 の規定により適用する第三十六条各項
			第一項の規定により読み替えて適用す る第四十五条第二項の規定による 権限にあつては、デジタル庁の 所掌に係るもの(除く)。
			業務及び口座管理法第十條の規定 による業務以外
二 号	第 百 五 十 業 外 以 外	第二 条 第 三 務	前項の業務が行われる場合における預金保険 機構の經理については、当該業務を公的給付の 支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口 座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十 八号)第十二条第一項の規定による業務とみな して、同法第十四条の規定を適用する。

第十五条 預金保険機構は、第六条第三項、第七条第一項、第八条第一項及び第九条第一項（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。第十九条において同じ。）の規定によつて求めに係る事務に関する預金保険機構が定めた額の手数料を徴収することができる。

預金保険機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

（内閣府令・財務省令への委任）

第十六条 前三条に規定するもののはか、第十四条及び前条第一項の規定による認可に関する申請の手続その他前三条の規定を実施するため必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

4 前項の規定による通知を受けた金融機関は、当該個人番号に係る預貯金者を名義人とする預貯金口座を管理しているときは第一項各号に掲げる事項を、当該預貯金口座を管理していないときはその旨を、預金保険機構に対し、通知しなければならない。

第九条 (預金者の本人特定事項及び個人番号の正確性の確保)
第六条第一項の規定による管理をする余地を有する
融機関は、預金保険機構に対し、同項に規定する全
ての預貯金者の本人特定事項及び個人番号を正確
かつ最新の内容に保つために必要な情報の提供
を求めることができる。

業務を	第五条第一項	第五十一条	第百五十五条	第二百五十二条	五百二十二条	五百二十二条
による業務を	業務及び口座管理制度法第十条の規定					

第十四条 預金保険機構は、第十条の規定によて、
業務を行うため必要があると認めるときは、政
令で定める金額の範囲内において、内閣總理大臣
及び財務大臣の認可を受けて、資金の借入れ
(借換えを含む。) をすることができる。

3 当該預貯金者に対し、個人番号の提供を求める
ことができる。
預金保険機構は、第一項の規定による求めを
受けた場合には、当該求めをした預貯金者が指
定する金融機関に対し、当該預貯金者の個人番
号を通知しなければならない。

5 ときにはその旨を預金保険機構に申し述べなければならない。
前項の規定による通知を受けた預金保険機構は、主務省令で定めるところにより、第一項の規定による求めをした相続人に對し、当該通知に係る事項を通知しなければならない。

法律又は口座管理制度法

第十三条 国は、予算の範囲内において、預金保険機構に対し、第十一条の規定による業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。
(交付金)
て準用する。

二 預貯金の利子及び口座者等
預金保険機構は、前項の規定による求めを受けた場合には、主務省令で定める方法により、当該求めをした預貯金者が本人であることを確認するため、当該預貯金者の本人特定事項その他当該預貯金者を特定するために必要な事項として主務省令で定めるものを認証しなければならない。

受けた場合は、全ての金融機関に対し、当該個人番号を通知しなければならない。

前項の規定による通知を受けた金融機関は、当該個人番号に係る預貯金者を名義人とする預貯金口座を管理しているときは第一項各号に掲げる事項を、当該預貯金口座を管理していない場合は、

政令で定める。
第五号 第十五条 条項 事項（預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号。以下「口座管理制度」という。）第十条の規定により業務に係るものを受け。）

の一部を委託することができる。
金融機関は、他の法律の規定にかかるわらず
前二項の規定による委託を受け、当該業務を託す
ことができる。

に規定する災害発生市町村の区域に当該災害が発生した日において居住していた預貯金者は、当該区域における同条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して行政庁が定めるまでの間、その指定する金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、主務省令で定めるところにより、預金保険機構に対し、次に掲げる事項の通知を求めることができる。

3 当該求めをした相続人が本人であること及び金者が当該相続人であることを確認するため、当該相続人及び預貯金者の本人特定事項その他当該相続人及び預貯金者を特定するために必要な事項として主務省令で定められたもの並びに当該相続人及び預貯金者の身分關係（当該相続人が括受遺者である場合にあつては、遺言の内容）を確認しなければならない。

預金保険機構は、第一項の規定による求めをし

二 第七条第三項の規定による通知その他前章の規定による業務

三 前二号における業務に附帯する業務
(預金保険法等の適用)

(業務の委託)
第十二条 預金保険機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、第八条の規定による業務（第七条第一項及び第八条第一項の規定による求めの受付に係るものに限る）の全部又は一部を委託するものとする。
預金保険機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、第十条の規定による業務（第七条第一項及び第八条第一項の規定による求めの受付に係るものに限る）

二 第七条第三項の規定による通知その他前章

（業務の委託）

（内閣府令・財務省令への委任）	3 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず 前二項の規定による委託を受け、当該業務を任 うことができる。
	4 預金保険法第二十三条の規定は、第一項又は 第二項の規定による委託を受けた金融機関の役 員及び職員で、当該業務に従事するものについ て準用する。
2 （交付金）	
第十三条 （借入金）	国は、予算の範囲内において、預金保 険機構に対し、第十条の規定による業務に要す る費用の全部又は一部に相当する金額を交付す ることができる。
（手数料）	第十四条　預金保険機構は、第十条の規定によ り業務を行うため必要があると認めるときは、政 令で定める金額の範囲内において、内閣総理大 臣及び財務大臣の認可を受けて、資金の借入ね （借換えを含む。）をすることができる。
第十五条 （預金保険機構）	預金保険機構は、第六条第三項、第七 条第一項、第八条第一項及び第九条第一項（同 条第二項の規定によりみなして適用する場合を 含む。第十九条において同じ。）の規定によ 求めに係る事務に関し、預金保険機構が定め 額の手数料を徴収することができる。 預金保険機構は、前項に規定する手数料の額 を定め、又はこれを変更しようとするときは 内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなけ ばならない。

(特定金融機関の特例)
第十七条 特定金融機関(その業務の内容その他
の事情を勘案して第十九条の規定による送信を行
うことが困難なものとして行政庁が定める金
融機関をいう。)については、第三条第四項か
ら第六項まで、第四条、第五条、第六条第三項
及び前二章の規定は適用しない。この場合に
おいて、第三条第二項及び第六条第一項の規定
の適用については、第三条第二項中「次に」と
あるのは「第二号に」と、第六条第一項中「場
合又は同条第四項若しくは前条第三項の規定に
より個人番号の通知を受けた場合」とあるのは
「場合」とする。

第十八条 内閣総理大臣及び財務大臣並びに行政
庁は、この法律の施行に当たっては、相互に緊
密に連絡し、及び協力しなければならない。

(金融機関及び預金保険機構による通知等の方
法)
第十九条 第三条第六項、第五条、第七条第三項
及び第四項並びに第八条第三項及び第四項の規
定による通知並びに第三条第四項、第六条第三
項及び第九条第一項の規定による求めは、主務
省令で定めるところにより、金融機関又は預金
保険機構の使用に係る電子計算機(磁気ディス
ク(これに準ずる方法により一定の事項を確實
に記録することができる物を含む)及び入出
力装置を含む。以下この条において同じ。)から
電気通信回線を通じて相手方である預金保険
機関又は金融機関の使用に係る電子計算機に送
信することによって行うものとする。
(報告又は資料の提出)

第二十条 行政庁は、この法律の施行に必要な限
度において、金融機関に対しその業務に關して
報告又は資料の提出を求めることができる。
(立入検査)

第二十一条 行政庁は、この法律の施行に必要な
限度において、当該職員に金融機関の営業所そ
の他の施設に立ち入りさせ、帳簿書類その他の物
件を検査させ、又はその業務に關し関係人に質
問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員
は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の
請求があつたときは、これを提示しなければな
らない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪
捜査のために認められたものと解してはならな
い。

第二十二条 行政庁は、金融機関がその業務に
関して第三条第二項(第十七条の規定により読み
替えて適用する場合を含む。)、第三項前段、第
五項若しくは第六項、第五条第二項、第六条第
一項(第十七条の規定により読み替えて適用す
る場合を含む。)若しくは第二項、第七条第四
項又は第八条第四項の規定に違反していると認
めるとときは、当該金融機関に対し、当該違反を
是正するため必要な措置をとるべきことを命ず
ることができる。

(個人番号の利用による預貯金口座の管理に關
する広報啓発)

第二十三条 国は、預金保険機構及び金融機関と
協力して、個人番号の利用による預貯金口座の
管理について国民一般の理解を高めるために必
要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(主務省令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この
法律を実施するため必要な事項は、主務省令で
定める。

(行政庁)

第二十五条 この法律における行政庁は、次の各
号に掲げる金融機関の区分に応じ、当該各号に
定める者とする。

一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第
二条第一項に規定する銀行、長期信用銀行法
(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に
規定する長期信用銀行、信用金庫、信用協同
組合、信用金庫連合会及び中小企業等協同組
合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九
条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連
合会 内閣総理大臣

二 労働金庫及び労働金庫連合会 内閣総理大
臣及び厚生労働大臣

三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三
十二号)第十条第一項第三号の事業を行う農
業協同組合及び農業協同組合連合会 同法第
九十八条第一項に規定する行政庁

六 株式会社商工組合中央金庫 株式会社商工
組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四
号)第五十六条第二項に規定する主務大臣
(権限の委任)

七 (金融庁の所掌に係るものに限る。)を金融
庁長官に委任する。

八 (この法律の規定により都道府県の権限
に属することとされる事務を除く。)の一部は、
政令で定めるところにより、都道府県知事が行
うことができる。

九 前二項に規定するもののほか、この法律の規
定による行政庁の権限の行使に關して必要な事
項は、政令で定める。

(主務省令)

十 第二十七条 この法律における主務省令は、内閣
府令・デジタル庁令・財務省令・厚生労働省
令・農林水産省令・経済産業省令とする。

(事務の区分)

十一 第二十八条 この法律(第二十六条第二項を除
く。)の規定により都道府県が処理することと
されている事務は、地方自治法(昭和二十二年
法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定す
る第一号法定受託事務とする。

(経過措置)

十二 第二十九条 この法律の規定に基づき命令を制定
し、又は改廃する場合においては、その命令
で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判
断される範囲内において、所要の経過措置(罰
則に関する経過措置を含む。)を定めることができ
る。

(経過措置)

十三 第三十条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の
日から同条第二号に掲げる規定の施行の日の前
日までの間ににおける第十二条第一項及び第二十
七条の規定の適用については、同項の表中「デ
ジタル庁」とあるのは「内閣府本府」と、同条
中「内閣府令・デジタル庁令・財務省令・厚生
労働省令・農林水産省令・経済産業省令」とあ
るのは「内閣府令・財務省令・厚生労働省令・
農林水産省令・経済産業省令」とする。

十四 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日か
らこの法律の施行の日の前日までの間に
における第十二条第一項、第十三条及び第十四条の規定
の適用については、これらの規定中「第十二条の
規定による」とあるのは、「附則第二条の規定
による準備行為に関する」とする。

十五 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日か
ら公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた
めの預貯金口座の登録等に関する法律附則第一
条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの
間ににおける第十二条第一項の規定による

規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為をしたとき」。

十六 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日か
ら公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた
めの預貯金口座の登録等に関する法律附則第一
条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの
間ににおける第十二条第一項の規定による

規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為をしたとき」。

十七 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日か
ら公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた
めの預貯金口座の登録等に関する法律附則第一
条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの
間ににおける第十二条第一項の規定による

規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為をしたとき」。

十八 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日か
ら公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた
めの預貯金口座の登録等に関する法律附則第一
条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの
間ににおける第十二条第一項の規定による

規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為をしたとき」。

十九 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日か
ら公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた
めの預貯金口座の登録等に関する法律附則第一
条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの
間ににおける第十二条第一項の規定による

規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為をしたとき」。

二十 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日か
ら公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた
めの預貯金口座の登録等に関する法律附則第一
条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの
間ににおける第十二条第一項の規定による

規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為をしたとき」。

二十一 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日か
ら公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた
めの預貯金口座の登録等に関する法律附則第一
条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの
間ににおける第十二条第一項の規定による

規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為をしたとき」。

二十二 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日か
ら公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた
めの預貯金口座の登録等に関する法律附則第一
条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの
間ににおける第十二条第一項の規定による

規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為をしたとき」。

二十三 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日か
ら公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた
めの預貯金口座の登録等に関する法律附則第一
条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの
間ににおける第十二条第一項の規定による

規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為をしたとき」。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。
対しても、各本条の罰金刑を科する。
(施行期日)

第二条 金融機関及び預金保険機構は、この法律
の施行の日前においても、第十九条の規定によ
る送信に使用する情報システムの整備に必要な
準備行為をすることができる。

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の
日から同条第二号に掲げる規定の施行の日の前
日までの間ににおける第十二条第一項及び第二十
七条の規定の適用については、同項の表中「デ
ジタル庁」とあるのは「内閣府本府」と、同条
中「内閣府令・デジタル庁令・財務省令・厚生
労働省令・農林水産省令・経済産業省令」とあ
るのは「内閣府令・財務省令・厚生労働省令・
農林水産省令・経済産業省令」とする。

第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日か
ら公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた
めの預貯金口座の登録等に関する法律附則第一
条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの
間ににおける第十二条第一項の規定による

規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為をしたとき」。

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日か
ら公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた
めの預貯金口座の登録等に関する法律附則第一
条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの
間ににおける第十二条第一項の規定による

規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為をしたとき」。

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日か
ら公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた
めの預貯金口座の登録等に関する法律附則第一
条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの
間ににおける第十二条第一項の規定による

規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為をしたとき」。

第七条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日か
ら公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた
めの預貯金口座の登録等に関する法律附則第一
条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの
間ににおける第十二条第一項の規定による

規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為をしたとき」。

第八条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日か
ら公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた
めの預貯金口座の登録等に関する法律附則第一
条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの
間ににおける第十二条第一項の規定による

規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為をしたとき」。

第九条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日か
ら公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた
めの預貯金口座の登録等に関する法律附則第一
条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの
間ににおける第十二条第一項の規定による

規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為をしたとき」。

第十条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日か
ら公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた
めの預貯金口座の登録等に関する法律附則第一
条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの
間ににおける第十二条第一項の規定による

規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為をしたとき」。

第十一条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日か
ら公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた
めの預貯金口座の登録等に関する法律附則第一
条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの
間ににおける第十二条第一項の規定による

規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為をしたとき」。

第十二条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日か
ら公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた
めの預貯金口座の登録等に関する法律附則第一
条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの
間ににおける第十二条第一項の規定による

規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為をしたとき」。

第十三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日か
ら公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた
めの預貯金口座の登録等に関する法律附則第一
条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの
間ににおける第十二条第一項の規定による

規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為をしたとき」。

第十四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日か
ら公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた
めの預貯金口座の登録等に関する法律附則第一
条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの
間ににおける第十二条第一項の規定による

規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為をしたとき」。

第十五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日か
ら公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた
めの預貯金口座の登録等に関する法律附則第一
条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの
間ににおける第十二条第一項の規定による

規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為をしたとき」。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三〇

号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条(第五号に係る部分に限る。)の規定 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和三年法律第三十九号)の公布の日又はこの法律の施行の日(附則第八条において「施行日」という。)のいずれか遅い日

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八

号)抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日